



Ⅱ. 具体的事例

② 官業の民間開放（「民でできるものは民で」の流れが加速されます。）



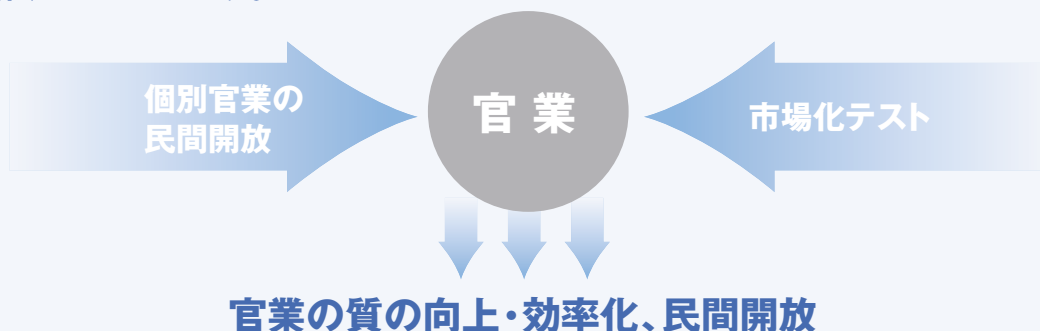
「民間開放」とは？

- ▶ 民営化、民間譲渡、民間への包括的業務委託を指します。「民営化」は、従来その業務を行ってきた官の組織全体が民間となることを意味し、「民間譲渡」は、業務を民間に譲り渡すことを意味します。

これまで、以下の基本的な考え方にしたがって、個別官業の民間開放の推進のため、審議・検討を行ってきました。

- ① 「民でできるものは民で」
- ② 官が何らかの関与をする必要がある事務・事業であっても、サービスの質の維持など必要な要件を定めた上で、極力民間に行わせるべき。
- ③ 公務員が事務・事業の実施を担うことの妥当性については、官がその立証責任を負うべき。
- ④ 官との間に特殊な関係を有する外郭団体が肥大化する等、実の上がない、形だけの「民営化」は回避すべき。
- ⑤ 民間による独占や業界団体等による、いわゆる「民規規制」を排除し、公正な競争環境を確保すべき。

「市場化テスト」と「個別官業の民間開放」を車の両輪として民間開放を推進していきます。





Ⅱ. 具体的事例

規制改革・民間開放推進会議における審議・検討等の結果、36項目の官業について、民間開放を進めるべきであるとの結論を得ました。

	問題意識	提言項目
① 給付、 徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的には、一定の基準に基づき決定される個々の給付、徴収事務の処理であり、一般的には政策判断や裁量の余地はなく、民間開放可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク ● 社会保険 ● 地方税の徴収 ● 貿易保険 ● 若年退職金給付
② 公的施設等の 整備・管理・ 運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間との競合や非効率性を一刻も早く解消すべく、廃止、売却等の民間委譲、又は包括的な民間委託を図るべき。 ● PFI事業者が行い得る業務の範囲の拡大、国等の管理する施設の維持管理について民間開放を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種保養所 ● 青少年・女性教育関連施設 ● 庁舎・宿舍等 ● 行刑施設
③ 統計調査、 製造等	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的には一定の要求水準を示し、当該水準を満たした上で、最も業務を効率的に行えるものを行うべきもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 統計業務 ● 日本人船員の育成 ● 事故処理関係事務 等
④ 検査・登録、 資格試験等	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査等の業務も含め、登録等に係る業務については、基本的にその事務・事業の中に政策判断が入り込む余地はないことから、民間開放も可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車保管場所証明手続 ● 公証事務 ● 品種登録 ● 運転免許試験 等

これらの事務・事業を含む個別官業の民間開放が進むことにより、サービスの向上、効率化、新たなビジネスチャンスの創出が期待されます。